

令和8年度射水市障がい者基幹相談支援センター事業計画（あいネットいみず）

全 体 目 標
地域社会における共生の実現に向けて、障がい者及び障がい児が日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援体制の構築を図る。

事業内容	具体的取組内容
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施 ア 総合的・専門的な相談支援 イ 市外の関係機関への対応 ウ 支援体制のコーディネート	・総合的な相談支援や専門的な相談支援を行う。 ・市外の関係機関からの相談窓口になるとともに、必要に応じて市内事業者、関係機関をコーディネートする。 ・支援機関と繋がっていないケースについては、必要な支援体制をコーディネートするとともに、適切な相談支援事業所に引継ぐ。
(2) 地域の相談支援体制の充実・強化の取組 ア 地域の相談支援事業者への支援 イ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 ウ 関係機関との連携・ネットワークの強化	・単一の相談支援事業所だけでは対応が困難な事例に対し、関係機関と連携し共同で対応に当たるなど、市内相談支援事業所への支援を行う。 ・地域の相談支援事業所を対象とする人材育成の支援を行う。 ・障がい福祉関係機関及び重層的支援強化を見据えた高齢分野、子ども分野、生活困窮者分野との連携・ネットワークの強化を図る。 ・射水市地区相談会に相談支援スタッフとして出席し、障がい児の進路についての指導、助言を行う。
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組	・関係機関と協力し、障がい者支援施設や精神科病院等に入院、入所している人の地域移行に向けた普及啓発を行う。 ・関係機関との情報交換を行い地域移行支援、地域定着支援に取り組む。
(4) 権利擁護・虐待防止への取組	・関係機関と協力し、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の活用促進を図る。 ・射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議及び射水市障がい者差別解消支援地域協議会へ出席する。 ・養護者による虐待の防止、養護者による虐待を受けた者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関と連携して対応する。 ・市内の事業者向けに虐待防止に関する研修会を行う。 ・障がいに対する理解を深め、共生社会の実現を目指すために市内の中学生及び地区の民生委員に対して「教育と福祉の講演会」を開催する。
(5) 障がい者総合支援協議会（部会）の運営 ア 障がい者総合支援協議会（部会）の運営補助 イ 地域課題解決に向けた研究会等の開催	・「射水市障がい者総合支援協議会（部会）」事務局としての企画・運営補助を行う。 ・「射水市障がい者総合支援協議会（部会）」を通して、地域課題の抽出を行う。 ・具体的なケースについて、サービス調整や地域連携のための体制づくりやそのための課題検討を行う。 ・個々の具体的なケースから抽出した課題について検討し、助言する。 ・相談員に対し、障がい理解やケアマネジメント技術の向上を図るための研修会を実施する。

職 員 配 置		
区 分	氏 名	資 格
管理者	稲垣 宏	
主任相談支援専門員	田尻 里子	社会福祉士
相談支援専門員	寺岡 栄一	社会福祉士